

生活系自己搬入ごみ 有料化実施計画

(案)

平成 27 年 1 月

三島市

目 次

はじめに	1
1 生活系自己搬入ごみ有料化について	2
(1) 生活系自己搬入ごみ有料化とは.....	2
(2) 有料化の目的と効果	2
2 生活系自己搬入ごみ有料化の制度内容について	2
(1) 対象となるごみ	2
(2) 料金体系	3
(3) 減免規定	4
3 生活系自己搬入ごみ有料化導入と同時に実施する施策	4
(1) 粗大ごみの戸別収集に関する収集運搬許可業者との連携強化	4
(2) 集積所に出せる廃棄物の範囲を拡大.....	4
(3) 受け入れ業務に係る業務の見直し	4
4 手数料収入の使途	4
(1) 手数料収入の見込み	4
(2) 手数料収入の使途.....	4
5 実施時期について	5
6 懸念される問題への対応について	5
(1) 不法投棄・不適正排出への対策	5
(2) 違法な廃棄物収集業者の対策.....	5
7 周知方法について	5
(1) 市民説明会等による周知.....	5
(2) 広報やホームページ等による周知	6
(3) 新聞等による周知.....	6
(4) パンフレットによる周知.....	6

～資料編～

1 三島市のごみ処理の現状	
(1) 三島市のごみ処理方法について.....	8
(2) ごみ排出量の推移.....	10
(3) 県内他市との比較.....	11
(4) 清掃センターへの自己搬入の状況	12
2 三島市が直面している課題	
(1) 「ごみ焼却処理施設」及び「粗大ごみ処理施設」の老朽化	13
(2) 「最終処分場」の残余容量が逼迫	13
(3) 増大する「ごみ処理経費」	15
(4) 市の厳しい財政状況	16
(5) 区域外からのごみの流入.....	18

はじめに

廃棄物処理法では一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされており、地域の生活環境及び公衆衛生を確保する観点から行われる公共サービスとして、その費用の大半は租税によって負担されてきました。

しかし、この方式については、使い捨てを助長する、あるいはあらゆる手段を講じてごみ減量努力をする人とならない人で負担が不公平である、ごみの量が増大することにより、ごみ処理施設に過大な投資をせざるを得なくなるなどの指摘がなされています。

本市のごみ処理施設については稼働開始から 20 年以上を経過し老朽化が進んでおり、また最終処分場については、残容量が逼迫し平成 22 年度から焼却固化灰の一部を外部搬出に頼らざるを得ない状況となっています。

また、近年、ごみ処理施設や最終処分場は、設置場所の選定や莫大な建設費の問題から新設が容易ではないため、既存の処理施設を長く使用することが必要であり、ごみ処理経費を節減するためにも、ごみの発生をいかに抑制するかが重要な課題となっています。

本市では、平成 16 年 3 月に平成 16 年度から平成 30 年度までの 15 年間の計画期間とする「三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、ミックス古紙の分別収集や剪定枝、木質系家具類等の資源化など、ごみの減量化・資源化に努めてきたところですが、ごみの排出量はゆるやかな減少にとどまり、一人一日当たりのごみ排出量はともに全国平均、県平均を大きく上回っている状況です。

このような状況の中、家庭から排出される一般廃棄物処理に手数料を徴収することによるごみ減量の試みが、近年多くの自治体で行われるようになりました。国においても「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、市町村の役割として「経済的インセンティブ(※)を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」と定めたことにより、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されており、循環型社会構築推進の観点からも、今後ごみ処理有料化への対応については避けては通れない問題となっています。

三島市においては平成 24 年度から廃棄物処理対策審議会において「ごみ処理有料化」について議論してまいりました。「生活系自己搬入ごみ有料化」は、市民の皆様のごみに対する排出抑制意欲や、ごみ処理費用の負担の公平化、ごみ処理に係る税負担の軽減に大きく寄与すると考えられることから、今般、具体的な実施方法などに関する「生活系自己搬入ごみ有料化実施計画(案)」を策定しました。

今後は、「生活系自己搬入ごみ有料化」を家庭ごみの減量とリサイクルの推進における具体的な手法の一つとし、その導入に向けた取組みを進めます。

1 生活系自己搬入ごみ有料化について

(1) 生活系自己搬入ごみ有料化とは

生活系自己搬入ごみ有料化とは、家庭から排出されるごみを清掃センターに自己搬入する際に、ごみを出す量に応じて、その処理費用の一部を負担していただくものです。

(2) 有料化の目的と効果

① ごみの減量化・排出抑制

清掃センターへ直接搬入するごみの処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようというインセンティブ（動機づけ）が生まれ、「無駄なものは買わない」、「捨てずに再利用する」などごみを減らす意識が高まると期待できます。

また、ごみ排出量の削減により、埋め立て容量が逼迫している最終処分場及び老朽化したごみ処理施設の延命化を図ることができます。

さらに、近隣市町の沼津市、函南町、伊豆市、清水町ではすでに生活系自己搬入ごみに対して、手数料を徴収していますが、現在無料である三島市と近隣市町との手数料に格差が生じて、市外からのごみの流入を招く要因になっています。したがって、生活系自己搬入ごみ有料化を実施することにより、市外で発生したごみの流入抑止に一定の効果があると考えます。

② ごみ処理費用の負担の公平化

現在の税収のみを財源として実施している一般廃棄物処理事業は、排出量の多い市民と少ない市民とでサービスに応じた費用負担に明確な差がついていません。したがって、排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できるようになります。

③ ごみ処理に係る税負担の軽減

ごみ処理手数料を廃棄物関連施策の財源に充当し、一般会計に占める廃棄物処理に係る税負担を軽減することにより、これからさらに進展すると思われる少子高齢化に向けての福祉関連予算や教育関連予算などを充実できるようになります。

2 生活系自己搬入ごみ有料化の制度内容について

(1) 対象となるごみ

家庭から排出される「燃えるごみ」「資源ごみ（びん・かん・その他燃えないごみ）」「資源古紙」「ペットボトル・白色発泡スチロール」「危険不燃物」「粗大ごみ」などすべての自己搬入ごみが対象となります。

(2) 料金体系

- ① 100kg までのとき。1,000 円
- ② 100kg を超えるとき。1,000 円に 10kg までを増すごとに 100 円を加算した額

【算出根拠】

ごみ 10kg を処理するために必要な単価を算出し、その単価の負担割合で算出しました。

手数料算定の対象とするごみ処理費用は、平成 23 年度と平成 24 年度のごみ処理施設及び最終処分に係るランニングコスト等である清掃センター管理費を対象とします。理由は、最終処分場の延命措置として焼却固化灰の外部搬出を 22 年度末から開始しているためです。

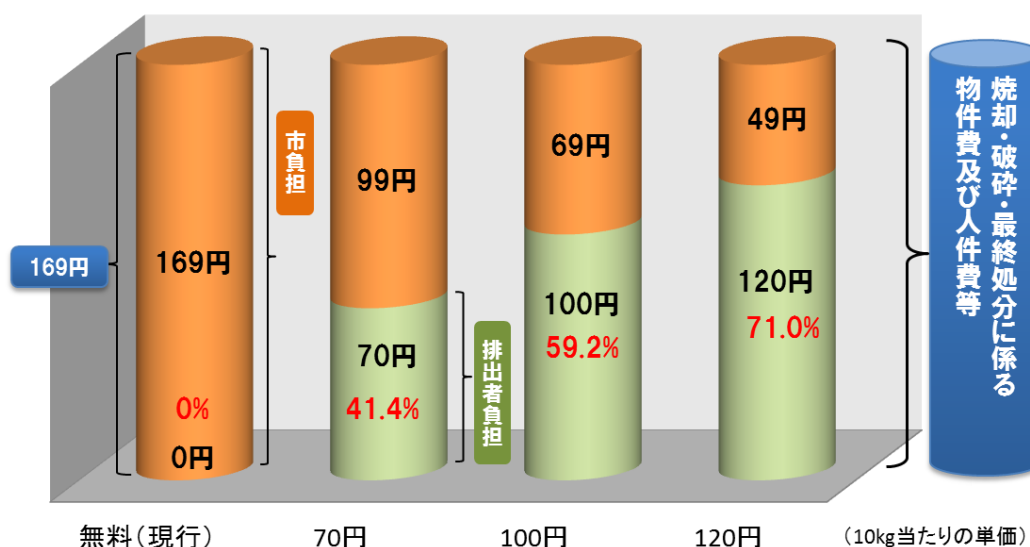
年度別のごみ処理費用を表 1 に示します。10kg 当たりの処理原価は、清掃センター管理費をごみ排出量で除して算出しますが、過去 2 年間の平均ごみ処理原価は 169 円/10kg となっています。

※ 清掃センター管理費には、人件費のほか、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設の維持管理経費と最終処分場の維持管理費及び焼却固化灰の外部搬出費用などが含まれます。

表 1 平成23年度、24年度の清掃センター管理費から算出したごみ処理原価

項目	単位	H23	H24	2年間の平均
清掃センター管理費	円/年	722,430,293	703,273,581	712,851,937
ごみ排出量(集団回収除く)	トン/年	42,697	41,803	42,250
ごみ処理原価	円/10kg	169.2	168.2	168.7

表 2 10kg 当たりの単価における負担割合



以上により、ある程度の負担を頂くことにより、「無駄なものは買わない」、「捨てずに再利用する」などごみを減らす意識が高まると期待でき、かつ、費用負担の公平性の確保、市外からのごみ流入防止という観点で検討し、処理原価の 3 分の 2 程度を負担していただくことが必要であると判断しました。

(3) 減免規定

① 自治会等の団体が公園、河川等の公共施設のボランティア清掃を実施した際に生じる廃棄物	免除（事前申請が必要）
② 自治会又はごみ集積所の管理者がごみ集積所の清掃を実施した際に生じる廃棄物	免除（事前申請が必要）
③ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により生活扶助を受けている者	免除（市の証明が必要）
④ 火災や災害で生じた廃棄物	免除（り災証明の写しが必要）

3 生活系自己搬入ごみ有料化導入と同時に実施する施策

(1) 粗大ごみの戸別収集に関する収集運搬許可業者との連携強化

現在粗大ごみ（原則 30cm を超えるもの）を処理する方法としては、排出者本人が清掃センターへ自己搬入する方法か、市の許可を受けた収集運搬業者をご利用いただくこととなります。今回の有料化導入に併せて、清掃センターへ自己搬入できない場合の収集運搬業者利用の案内や周知を徹底してまいります。

(2) 集積所に出せる廃棄物の範囲を拡大

資源ごみの日（月 2 回）の「その他の燃えないごみ」の収集かごに、小型家電の縦 15 cm 未満、横 60cm 未満、奥行 30 cm 未満のものまで、投入可能とします。

具体的には、市販されている DVD レコーダー、HD レコーダー等の大きさの物まで可能とします。ただし、携帯電話、パソコンなど個人情報が含まれるものは資源ごみの日には出せません。

(3) 受け入れ業務に係る業務の見直し

現在粗大ごみに限定して毎月第 1 日曜日に受け入れを行っておりますが、さらなる市民サービスの向上につながる受け入れ体制への見直しを実施してまいります。

4 手数料収入の使途

(1) 手数料収入の見込み

現在、年間約 38,000 台の車が自己搬入しておりますが、有料化導入後は約 3 割程度減少すると見込まれます。また、自己搬入する車の約 90% は 1 回の搬入量が 100kg 以下と推測されます。

したがって、 $26,600 \text{ 台} \times 1,000 \text{ 円} \times 1.1 = 29,260 \text{ 千円}$ の手数料収入が見込まれます。

(2) 手数料収入の使途

生活系自己搬入ごみ有料化で得られた収入は、清掃センターの維持管理に要する経費に充

てることとします。

5 実施時期について

本計画（案）について、パブリックコメントによる市民の皆様からのご意見等を踏まえ、生活系自己搬入ごみ有料化の条例改正案を議会に提出します。

議会の議決を経た後は、市民の皆様への十分な周知期間を経て、生活系自己搬入ごみ有料化を実施したいと考えています。

6 懸念される問題への対応について

(1) 不法投棄・不適正排出への対策

生活系自己搬入ごみ有料化の開始に伴い、新たな不法投棄が生じないよう啓発活動等の充実・強化を図ります。

具体的な活動内容は次のとおりです。

- ① 不法投棄監視員による巡回監視の実施
- ② 不法投棄監視及び廃棄物回収分別業務委託の実施
- ③ 協力団体等からの情報提供
- ④ 県及び県警との連携強化
- ⑤ 不法投棄者に対する警告
- ⑥ 監視カメラの設置

(2) 違法な廃棄物収集業者の対策

近年、一般家庭から排出される使用済みとなった家電製品等を収集運搬する「不用品回収業者」が全国的に増加しています。スピーカーで宣伝しながら軽トラック等で戸別回収する者、「無料回収」等の看板やのぼり旗を立てた空き地で回収する者等が存在しています。

不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられ、フロンの回収や有害物質の飛散・流出を防止するための措置等を講じずに破砕が行われている例が多く見られ、生活環境保全上の支障が大きな問題となっています。

生活系自己搬入ごみ有料化により、違法な業者とは知らずに不用品回収業者へ引き渡す者が増加する恐れがあることから、さらに広報、各種メディア等を利用し周知徹底を図っていくとともに、国、県、県警、周辺市町と連携を図っていきます。

7 周知方法について

(1) 市民説明会等による周知

自治会を対象とした市民説明会を開催するとともに、各公民館単位での説明会や、出前講座など、多様な機会を捉えて制度に対する周知を行います。

(2) 広報やホームページ等による周知

「広報みしま」等の広報誌での周知のほかに、ホームページを活用した情報提供を行います。

(3) 新聞等による周知

実施時期や制度内容について、ラジオ、新聞等を活用した情報提供を行います。

(4) パンフレットによる周知

制度の内容をわかりやすく記載したパンフレットを作成し、全世帯に配布します。

資料編

1 三島市のごみ処理の現状

(1) 三島市のごみ処理方法について

三島市における一般廃棄物（ごみ）の収集は、「生活系ごみ」と「事業系ごみ」とに分類し、「生活系ごみ」については、ごみ集積所（ステーション）方式を採用し、燃えるごみ、資源ごみ、資源古紙、ペットボトル・白色トレイ・白色発泡スチロール、危険不燃物、乾電池に区分して、分別収集を行っています。

「事業系ごみ」については、事業者責任の原則（廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 4 条）から事業者自らが処理施設へ持ち込むか、あるいは一般廃棄物許可業者との契約による収集運搬となっており、いずれも有料で処理しています。

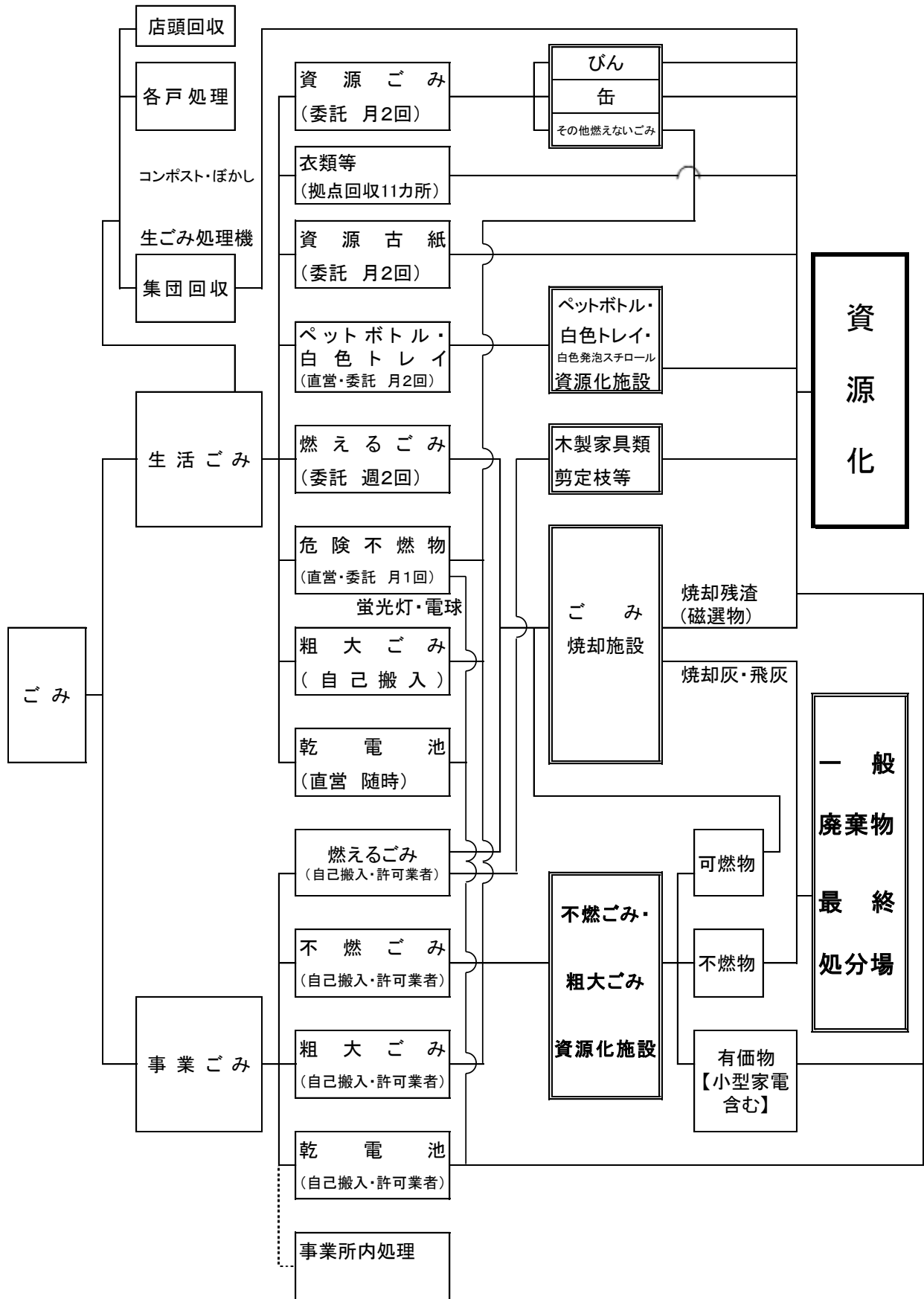
粗大ごみについては、「生活系ごみ」、「事業系ごみ」にかかわらず、自己搬入とし、「事業系ごみ」についてのみ有料で処理しています。なお、老人家庭、母子家庭等で運搬手段のない家庭の「生活系粗大ごみ」については、毎週木曜日に無料で戸別収集しています。

また、平成 15 年 10 月からは、ごみ集積所へ出すことが身体的に困難で、身近な人等の協力を得られない高齢者・障害者等の負担を軽減するため、玄関先等まで出向いてごみの戸別収集を行うとともに、声を掛けて安否の確認をすることにより高齢者、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする「ふれあいさわやか回収事業」を実施しています。

収集したごみのうち可燃ごみは、ごみ焼却施設（全連続燃焼式焼却炉（流動床炉））で焼却処理し、資源ごみ・粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎選別処理しています。

これらの処理施設から排出された焼却灰、破碎残渣及び破碎不適物は、現在県外へ外部搬出するとともに、清掃センター内の最終処分場で一部埋立処理をしています。

三島市におけるごみ処理の流れ



(2) ごみ排出量の推移

三島市のごみ排出量は、ここ数年、市民の皆様のご協力により毎年減少している状況です。

平成 25 年度は総排出量が 43,323 トン、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,064 グラムで、平成 24 年度と比較して 2.0%減少いたしました。事業系ごみ、生活系ごみともに排出量が減少しております。

しかしながら、平成 24 年度の全国平均は 978 グラム、県平均は 963 グラムであり、まだまだ当市のごみ排出量が多い状況は改善されていません。

表 1 ごみ総排出量の推移

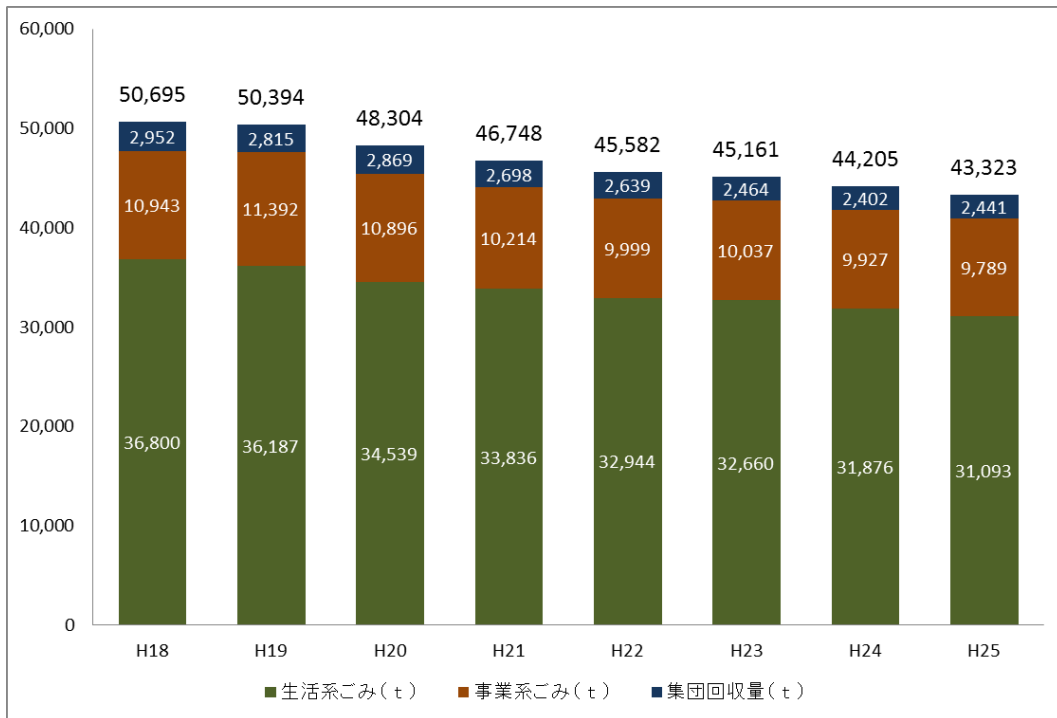
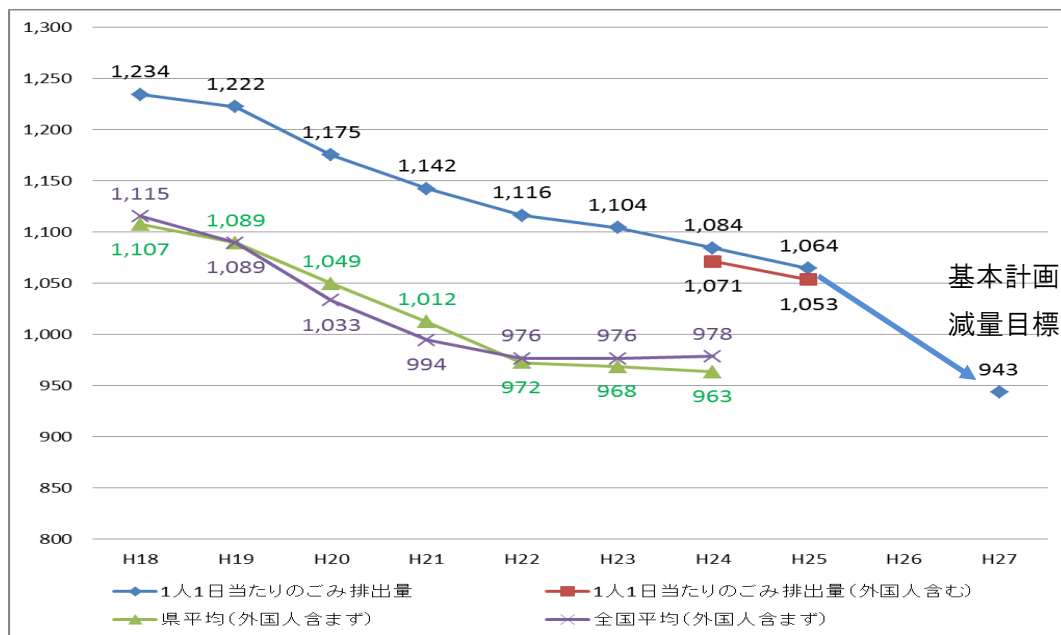


表 2 一人一日当たりのごみ排出量の推移



(3) 県内他市との比較

平成 24 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、県内における人口 10 万人以上の市で比較すると、三島市のごみ排出量は一番多い（県内 35 市町中 27 位）という結果となっております（表 3）。

掛川市においては、平成 24 年度は全国の人口 10 万人以上 50 万人未満の都市の中で 1 人 1 日当たりのごみ排出量が、全国で 2 番目に少ないという結果となっております。

三島市と掛川市と比較すると 420 g（23 年度は 450 g）もの差があり、三島市のごみ排出量が非常に多いことがわかります。また近年は他市においてごみ排出量が増加に転じている市町があり、三島市でも増加に転じる可能性があります。

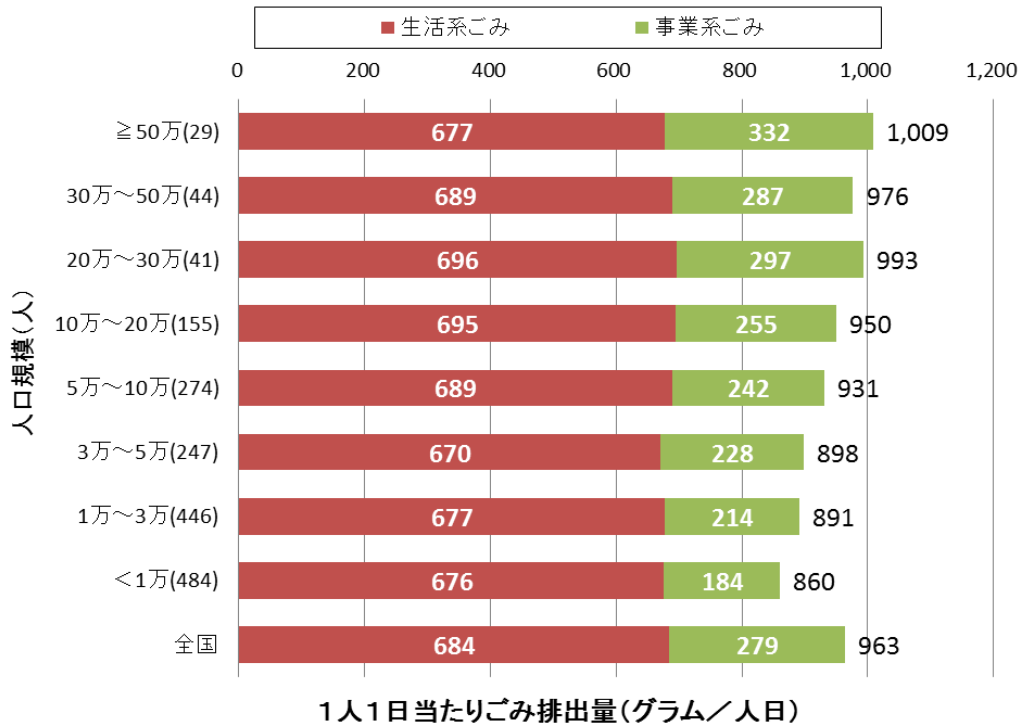
なお、県内 10 万人以上の市における有料化の実施状況は、ごみ袋等に一定の割合で手数料を徴収する有料化を実施している市はなく、清掃センター等へ直接搬入するごみに対して手数料を徴収している市は 11 市中 7 市となっております。

表 3 平成 24 年度 1 人 1 日当たりのごみ排出量の県内他市（10 万人以上）との比較

市町名	人口 (外国人含む)	1 人 1 日当たりの 排出量				家庭系ごみ 処理有料化 ※
		合計 (g)	順位 (35市町)	生活系ごみ (g)	事業系ごみ (g)	
掛川市	118,984	651	2	529	122	△
藤枝市	146,007	748	5	614	134	△
磐田市	172,661	768	6	575	193	△
富士市	260,281	840	10	605	236	×
焼津市	145,304	852	11	691	161	△
沼津市	207,505	867	12	608	259	△
浜松市	816,490	967	20	656	311	△
島田市	102,140	970	22	822	148	△
富士宮市	135,488	980	23	747	232	×
静岡市	721,957	1,029	24	771	258	×
三島市	113,078	1,071	27	831	241	×
県平均		943		689	254	
全国平均		963		684	279	

※家庭系ごみ処理有料化 △→直接搬入のみ有料 ×→無料

表4 全国市町村の人口規模別1人1日当たりごみ排出量
(平成24年度実績)



- ・()内は該当市町村数
- ・東京都23区は1市として集計
- ・各人口規模別の排出量は、加重平均により求めた。

(4) 清掃センターへの自己搬入の状況

清掃センターに生活系のごみを自己搬入する車の台数は、表5、表6のとおり年間約38,000台、一日当たり約140台となっています。特に休み明けの月曜日やゴールデンウィーク期間の休日に挟まれた平日などは、搬入する車で渋滞が発生し、通常の収集業務に支障が出る場合があります。

一方、沼津市では、集積所に1m以内の粗大ごみを出せることを考慮しても、三島市の約5分の1の台数しか搬入がありません。

表5 年間の搬入台数(生活系)

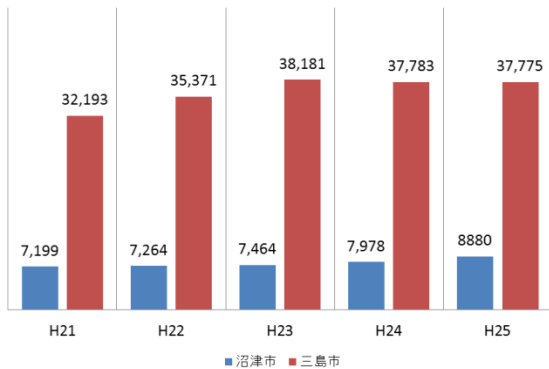
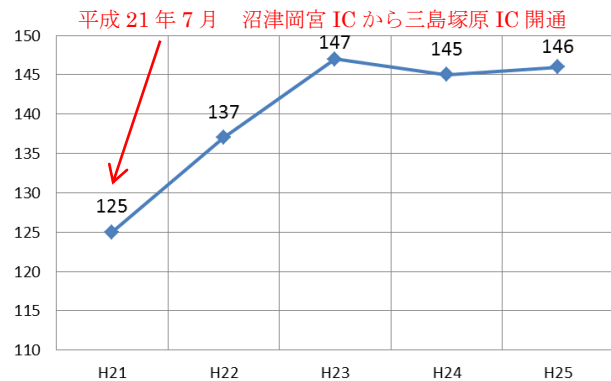


表6 一日当たりの搬入台数(生活系)



※三島市では30cmを超えるものは粗大ごみ扱いとなる。

2 三島市が直面している課題

(1) 「ごみ焼却処理施設」及び「粗大ごみ処理施設」の老朽化

ごみ焼却処理施設では、市内で排出された可燃ごみを通常月曜日の午前 7 時から土曜日の午後 4 時まで 24 時間体制で処理しています。

現在の施設は、平成元年に建設された 2 炉（90 トン×2 炉）の焼却炉で運転しており、平成 12 年と 13 年にはダイオキシン削減対策事業で排ガス処理設備などの大規模な改修を行いました。施設稼働から 24 年が経過し、建物や機械設備の老朽化がかなり進んでいます。

また、粗大ごみ処理施設についても同様に、平成 2 年に建設され、施設稼働から 23 年が経過し、破碎機等の機械設備の老朽化が進んでいます。

そのため、一般的に耐用年数が 20 年から 25 年といわれている焼却処理施設と粗大ごみ処理施設の耐用年数をさらに 15 年延ばすことを目的に、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間で約 30 億円を使って基幹的設備改良工事を行います。

(2) 「最終処分場」の残余容量が逼迫

現在、焼却灰や焼却残さ等の最終処分先として、第 1、第 2、第 3 埋立地の 3 箇所の最終処分場がありますが、これらの最終処分場のうち第 1、第 2 埋立地については既に埋め立てが終了しており、埋め立て処分は第 3 埋立地で行っています。毎年、約 4,000 トン程度の埋め立てを実施していましたが、このまま継続すると 4 年程度で満杯になると予想されるため、第 3 埋立地の延命化を目的として、平成 22 年度より焼却灰を場外搬出処分しています。

このような中、市では現在まで数年間にわたり新たな最終処分場の候補地を検討してまいりましたが、大災害が発生した場合を考慮いたしますと、最終処分場の確保は必要不可欠なものであると考えます。しかしながら、新たな最終処分場の建設には、建設候補地の選定や生活環境に及ぼす影響などの立地上の問題、莫大な建設費用の問題等々、長期間にわたって検討すべき事項がありますので、少しでも長く現在の最終処分場を使う必要があります。

最終処分量については、表 7 のとおり平成 20 年度をピークに減少傾向にあります。これはごみ排出量が年々減少している結果ではありますが、最終処分場の延命化及び外部搬出費用の抑制にはさらなるごみ排出量の削減が求められています。

表7 最終処分量の推移

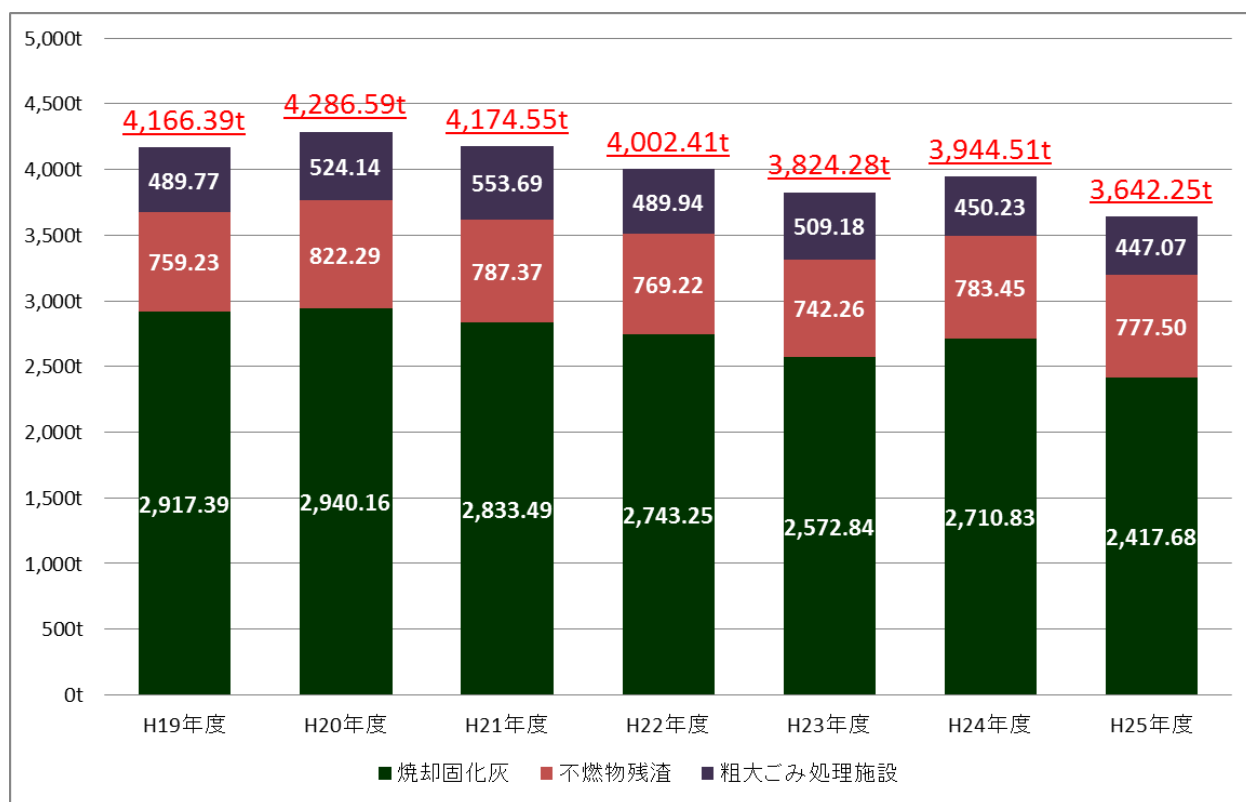


表8 第3埋立地の現況

施設名	竣工年月	埋立面積	埋立容量	残容量
第1埋立地	昭和59年3月	12,311㎡	160,711㎥	なし
第2埋立地	平成4年10月	2,010㎡	10,948㎥	なし
第3埋立地	平成8年6月	9,800㎡	81,630㎥	※ 11,471㎥

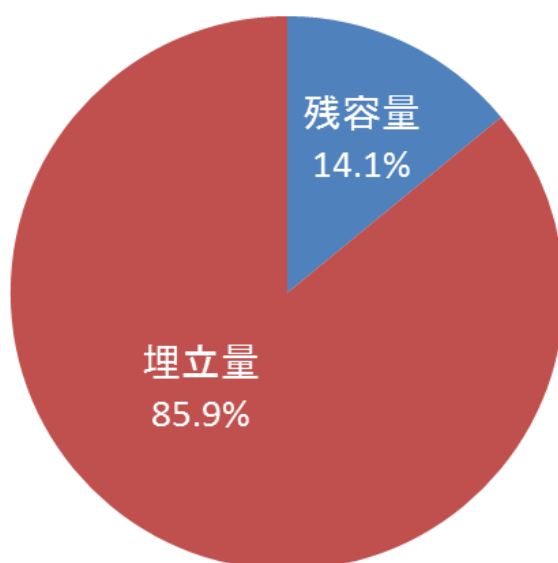
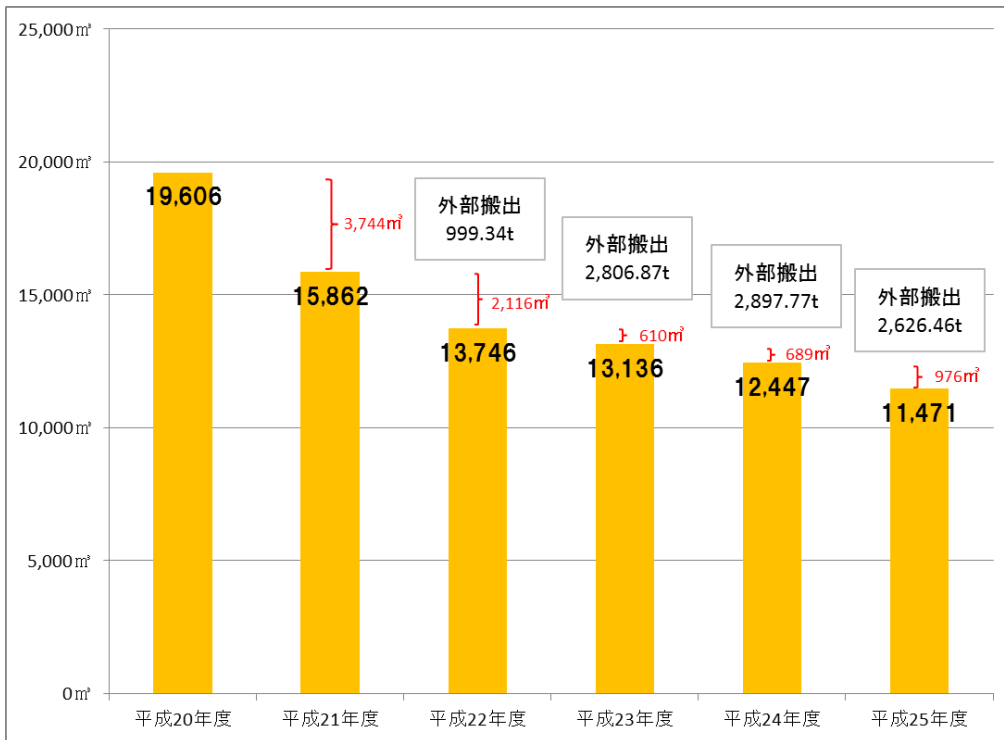


表9 第3埋立地 残余容量の推移



(3) 増大する「ごみ処理経費」

ごみ処理経費は、大きく3つに分けられます。各家庭から排出されたごみを収集するための収集運搬費用、清掃センターなどで焼却や破砕、圧縮などを行うための中間処理費用、焼却固化灰等の外部搬出や埋め立てなどのための最終処分費用があります。

平成21年度まで9億円以内で推移していたごみ処理経費が、ごみ処理施設の老朽化に伴う修繕や焼却固化灰の外部搬出開始などに伴い、平成22年度に9億円を突破し、平成23年度、24年度は10億円を超える結果となっております。

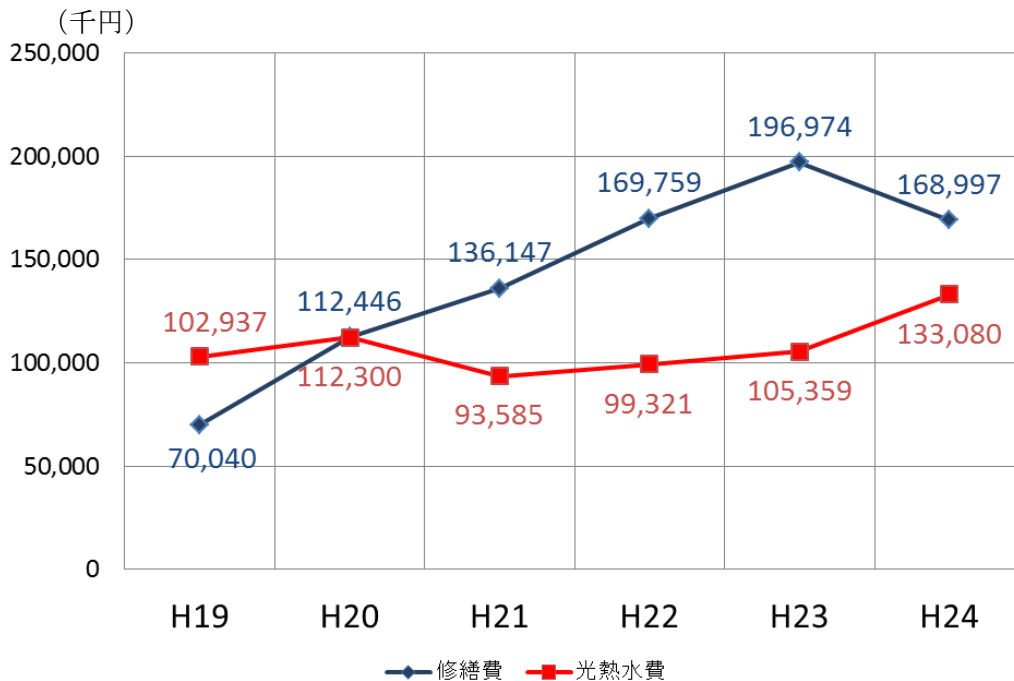
とりわけ、表11に示すとおり施設の老朽化に伴う修繕費や、東日本大震災以降の電気料金の値上げに伴う光熱水費については、年々増加傾向にあります。

なお、平成25年度から平成27年度まで、ごみ処理施設の長寿命化工事を予定しており、3箇年で30億円近い費用が必要となっております。

表10 ごみ処理経費の推移

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24
収集運搬に係る費用(千円)	256,555	264,700	263,199	293,208	289,187	299,150
中間処理・最終処分に係る費用(千円)	492,227	535,803	539,940	614,251	722,430	703,274
その他諸経費(千円)	66,700	55,938	53,373	55,408	79,866	72,269
計(千円)	815,482	856,441	856,512	962,867	1,091,483	1,074,693
一般会計歳出総額(千円)	31,477,564	31,163,036	33,915,274	34,590,551	34,561,495	32,931,046
ごみ処理経費が一般会計に占める割合	2.6%	2.7%	2.5%	2.8%	3.2%	3.3%
ごみ処理量(集团回収除く)(t)	47,579	45,435	44,050	42,943	42,697	41,803
1t当たりの経費(円)	17,140	18,850	19,444	22,422	25,563	25,709
人口(人)	112,655	112,611	112,157	111,893	111,788	111,758
一人当たりの経費(円)	7,239	7,605	7,637	8,605	9,764	9,616

表 11 修繕費・光熱水費の推移



(4) 市の厳しい財政状況

自治体の財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に「経常収支比率」が用いられています。これは、歳出総額から臨時的経費を除外した経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合であり、市税、地方交付税を中心とする経常的一般財源収入が人件費、扶助費等のように容易に縮減することの困難な経常的経費にどの程度充当されているか、その大きさにより弾力性を判断しようとするもので、低いほど弾力性に富んでいるといえます。

一般的に経常収支比率が 80%を超えない財政運営が望ましいとされていますが、当市の経常収支比率については表 12 のとおり改善傾向にはありますが、平成 18 年度から 80%を超えている状況であります。

また、表 13 の性質別歳出構成比の推移を見ますと、人件費、扶助費、公債費の 3つを合わせた義務的経費の割合が、歳出総額の 50%を超えてきています。厳しい財政状況の下、今後こうした傾向は続くと思われれます。

さらに、厚生労働省管轄の国立社会保障・人口問題研究所から発表されている三島市の今後の人口予測（表 14）をみると、生産年齢人口に当たる働き手の所得水準が現状と同等で推移していくと、歳入の根幹である市税の約半分を占める市民税が今後減少していく可能性があります。

したがって、今後ごみ処理施設だけでなく市役所本庁舎や小中学校、橋梁など徐々に寿命を迎える施設の改築・改修に対応するため、ごみ処理に係る費用については、ごみ処理有料化により自主的な財源を確保しなければならない時期にきているといえます。

表 12 経常収支比率の推移

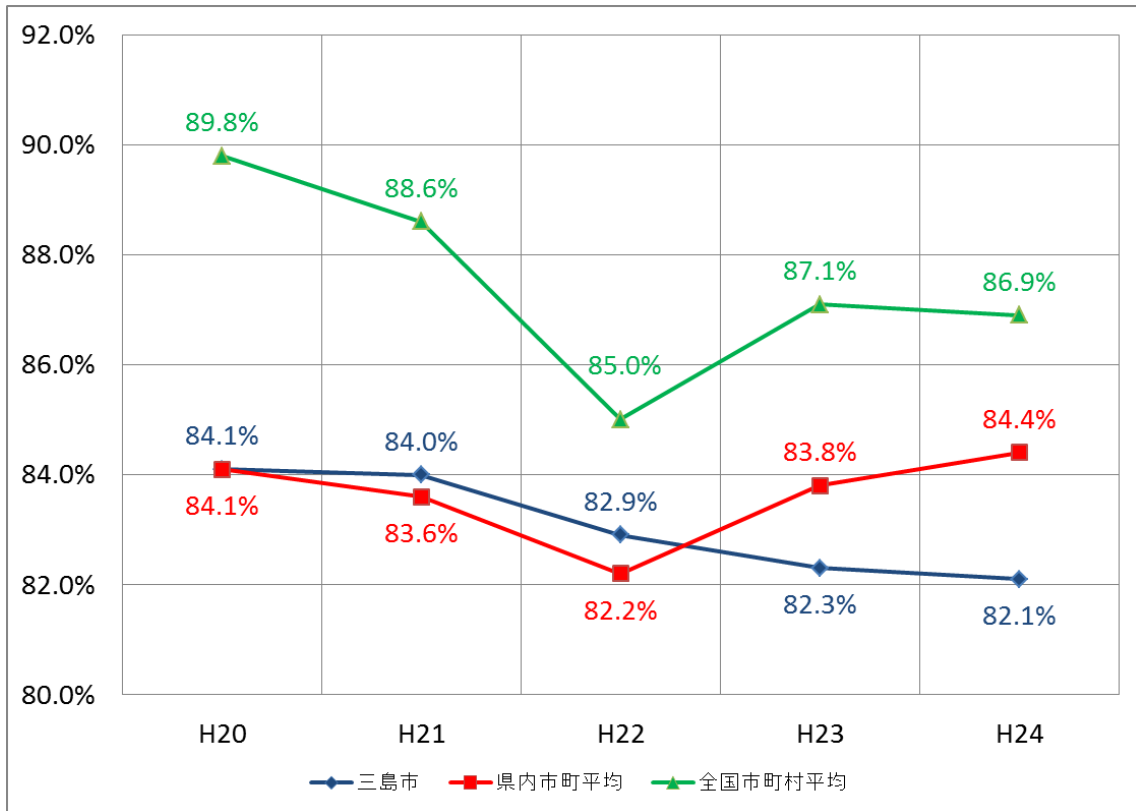


表 13 性質別歳出構成比の推移

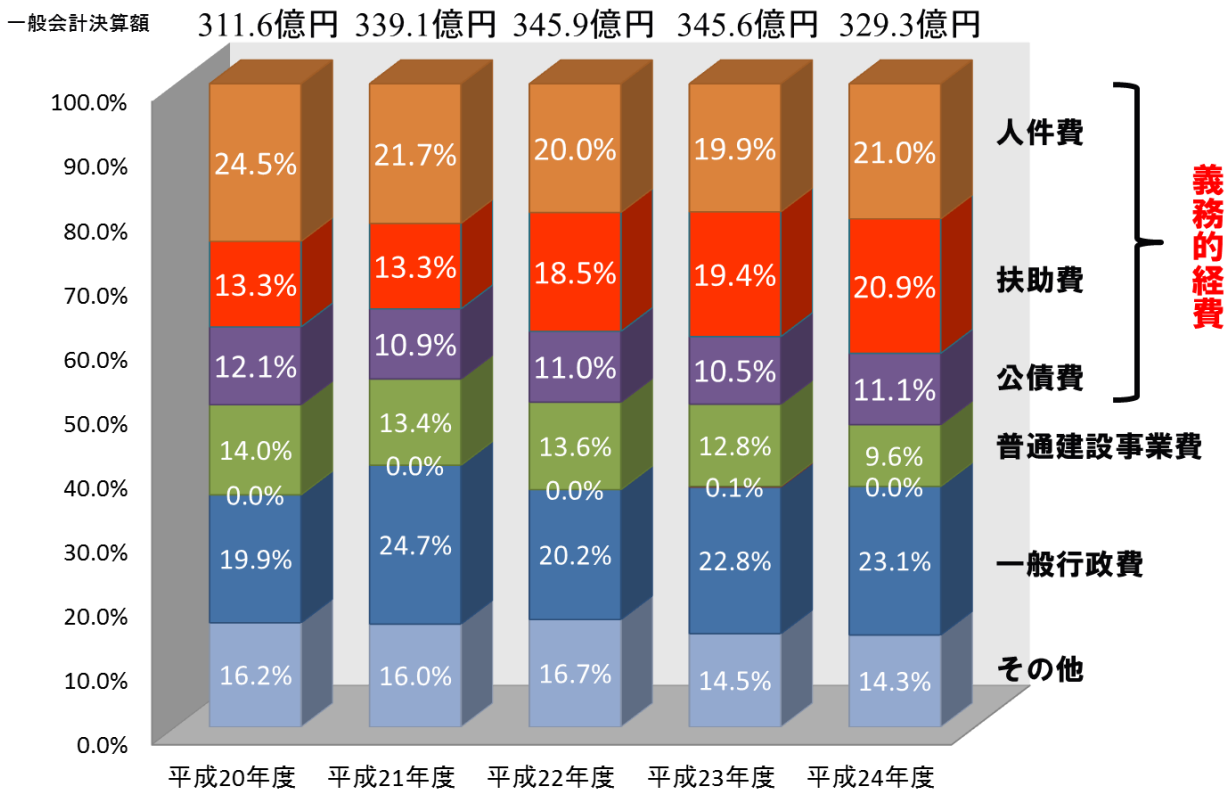


表 14 三島市の人口予測（出典 国立社会保障・人口問題研究所）

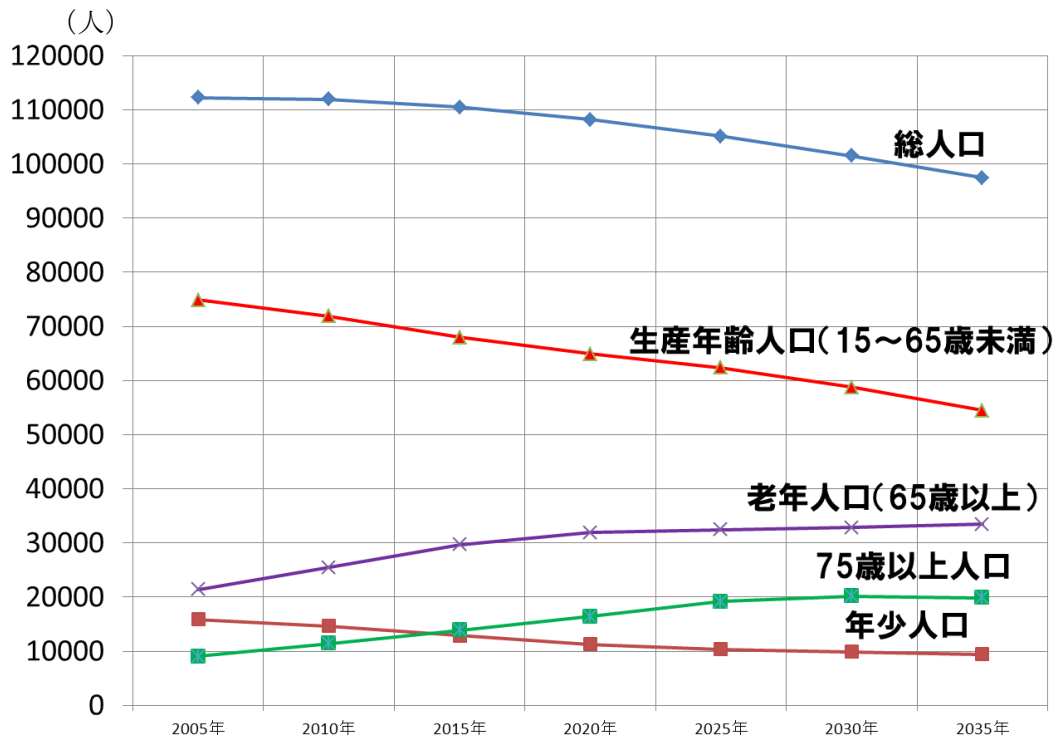
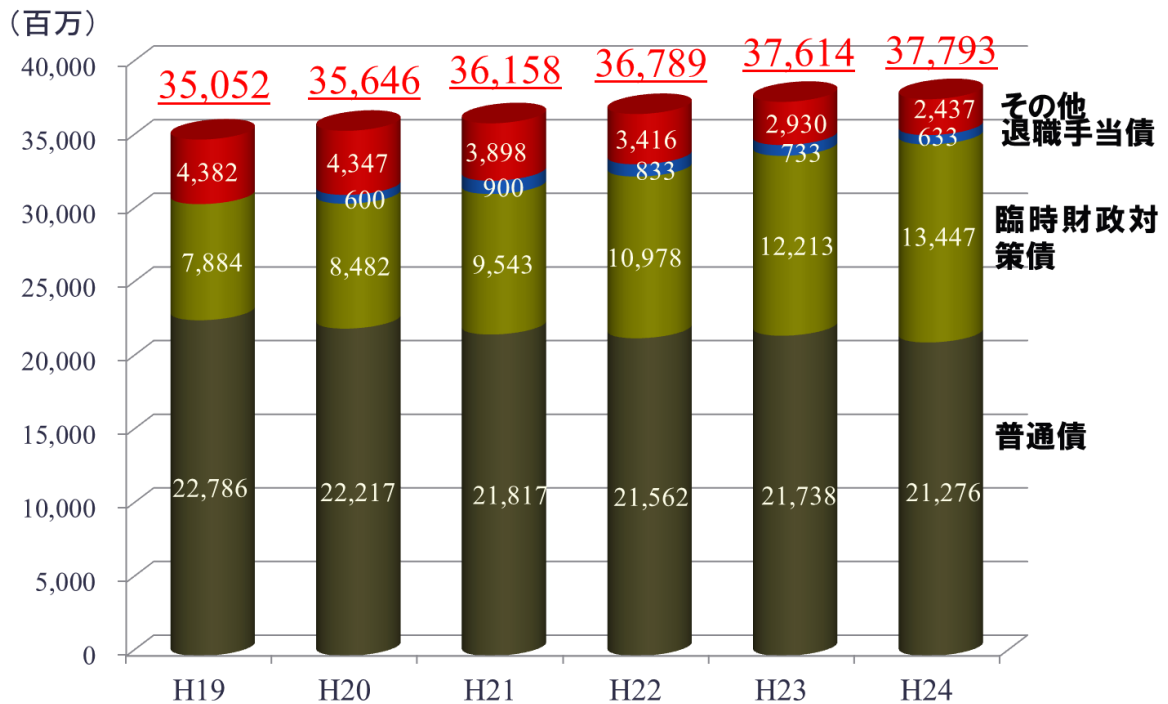


表 15 市債残高の推移



(5) 区域外からのごみの流入

本市では家庭から出た粗大ごみ等を清掃センターへ自己搬入する場合、ごみ処理手数料については無料となっておりますが、近隣市町の沼津市、函南町、伊豆市、清水町ではすでに自己搬入のごみに対して、手数料を徴収しております。このように近隣自治体との手数料に格差が生じて、市外からのごみの流入を招く要因にもなっています。

一部市外の住民の心理としては、自分の住んでいる市町が自己搬入されるごみを有料で処理している場合、三島市に住んでいる家族や知り合いに頼んでごみを三島市に持ち込めば、無料で処理してもらえらという経済的インセンティブが働いてしまっているようでありま。つまり、「タダで便利」な方を選ぶ傾向が強いと申うことです。

また、最近は軽トラック等を使って片付け等を行う個人業者が増えており、一般廃棄物収集運搬許可を得ていないにもかかわらず、他人のごみを自分のごみとして巧妙に清掃センターへ持ち込んでいる業者があります。